

令和4年12月

射水市議会定例会議案説明書

議案第55号

令和4年度射水市一般会計補正予算（第5号）

議案第56号

令和4年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第57号

令和4年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号

令和4年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号

令和4年度射水市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第60号

令和4年度射水市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第61号

令和4年度射水市病院事業会計補正予算（第3号）

以上7議案については、別途説明につき説明省略

議案第62号

第3次射水市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

(説明)

第2次射水市総合計画の期間を1年前倒しし、令和5年度を初年度とする新たな総合計画を策定するに当たり、令和3年12月15日に射水市総合計画審議会に対して諮問し、令和4年11月18日に答申を受けたので、これを尊重し、射水市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画とすることについて、射水市議会基本条例(平成29年射水市条例第19号)第8条の規定により、議会の議決を求めるもの。

第3次射水市総合計画の基本構想の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、まちの将来像「いろどり ひろがる ムズムズ射水」の実現を目指すため、次の7つをまちづくりの基本方針とする。

- 1 新しい命 育む未来
- 2 元気な産業 多彩な仕事
- 3 住みたい 住み続けたい
- 4 自分らしく あなたらしく
- 5 寄り添い 支え合う
- 6 みつけて、みがく 知って、広める
- 7 人と人 今と未来をつなぐ

基本計画は、基本構想の実現に向けて実施する施策を示すもので、社会情勢の変化に応じて内容を見直しながら実効性を確保できるよう、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする。

なお、基本構想及び基本計画に基づく実施計画を、引き続き策定する。

議案第63号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の給与等について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 令和4年の公民較差の解消

ア 給料（第1条関係）

民間給与との較差を解消するため、全ての給料表の初任給及び若年層の給料月額を引上げ

イ 勤勉手当（第1条及び第2条関係）

(7) 一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.95月 (1.15月)	1.05月 (1.25月)	2.0月 (2.4月)
令和5年度以降	1.0月 (1.2月)	1.0月 (1.2月)	2.0月 (2.4月)

(1) 再任用職員である一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.45月 (0.55月)	0.50月 (0.60月)	0.95月 (1.15月)
令和5年度以降	0.475月 (0.575月)	0.475月 (0.575月)	0.95月 (1.15月)

ウ 期末手当（第3条から第8条まで関係）

議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長並びに特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.625月	1.675月	3.3月
令和5年度以降	1.65月	1.65月	3.3月

2 関連条例

- (1) 射水市職員の給与に関する条例
- (2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例
- (4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日。ただし、令和5年度以降の規定（第2条、第4条、第6条及び第8条）については、令和5年4月1日。

(2) 適用期日

ア 令和4年の公民較差の解消に係る給料表の改定 令和4年4月1日

イ 令和4年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定 令和4年12月1日

議案第64号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(説明)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、国において、診療報酬における看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 看護職員処遇改善手当について、支給基準を「月額4,000円以内」から「月額12,000円以内」に変更するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日
- (2) 適用期日
令和4年10月1日

議案第65号

射水市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

(説明)

自治会・町内会が継続的に管理及び活用している普通財産（集会施設用地等）を地域に譲渡することで、財産の使用関係を明確にするとともに地域自治の振興を図るため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

認可地縁団体に普通財産を譲与又は減額譲渡することができる範囲を次のとおり定めるもの。

- (1) 公益的施設の用に供するため、普通財産を令和5年3月31日以前から継続して地縁による団体に貸し付けている場合において、当該普通財産を当該地縁による団体（市長の認可を受けた団体（認可地縁団体）に限る。）に譲与するとき。
- (2) ポツダム政令により本市に帰属した土地のうち、同令の施行前から引き続き地縁による団体が管理しているものを当該認可地縁団体に譲与するとき。
- (3) 公益的施設の用に供するため、普通財産を認可地縁団体に譲渡するとき。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第66号

射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説明)

富山県重度心身障害者等医療費助成事業補助金交付要綱（昭和58年富山県告示第73号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

助成金の額に係る受給者の所得区分の追加

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにより、令和4年10月から、一定以上の所得がある者について、新たに窓口負担割合を2割とすることとされたことに伴い、所得区分を次のとおり改正するもの。

障害程度 負担割合	所得区分	現役並み	一定以上 (新規区分)	一般
重度 (身体1,2級、精神1級等)		3割	2割	1割
中度 (身体3,4級、精神2級等)		全部助成	全部助成	全部助成
		一部助成	全部助成	全部助成

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

令和4年10月1日

議案第67号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉展示館	小杉まちづくり協議会 射水市戸破2289番地 会長 永森 直人
射水市竹内源造記念館	

- 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	小杉まちづくり協議会は、平成28年に設立され、小杉地区にある有形無形の歴史的・文化的地域資源を活用し、地域のにぎわい創出に関する事業を行い、活気ある地域づくりと愛着を感じられるまちづくりに寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館 平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、人材育成及び地域との信頼関係の構築が必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 文化振興及び地域のまちづくりに寄与する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまででも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理運営を行っていること及び地域と連携した活動の方策が示されていることなどにより、施設の十分な活用が期待できると判断した。

議案68号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市いきいき長寿館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市いきいき長寿館	株式会社 技研サービス 岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号 (令和4年12月12日から所在地変更予定 新所在地 岐阜県岐阜市藪田南3丁目7番 20号) 代表取締役 棚橋 泰之

- 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで(4年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。 指定管理者としての実績は6府県65物件に及び、福祉施設、公園、体育施設等幅広く対応している。
過去の実績	射水市いきいき長寿館 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 射水市新湊交流会館 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務

(4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに県内外での様々な施設の管理運営の経験とノウハウを生かした利用者の増加に向けた取組や事業計画が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第69号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市観光交流センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市観光交流センター	新港ビル 株式会社 射水市善光寺18番4号 代表取締役社長 大門 督幸

- 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	新港ビル 株式会社は、不動産の賃貸、売買及び運営管理業務並びにホテル業を営むことを目的として設立された。 昭和58年に開業した第一イン新湊の運営事業者として、地域に根差したホテル経営を行い、地域活性化に貢献している。
過去の実績	なし

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務
- (5) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

射水ベイエリアの観光交流拠点として観光振興及び地域活性化を図るという施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されている。また、民間のノウハウに基づいたサービス向上に取り組み、隣接地に移転する宿泊施設との相乗効果を生むことにより、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第70号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市営住宅等の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設	株式会社 ホクタテ 富山市中野新町一丁目2番10号 代表取締役 上願 宏幸

- 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 ホクタテは、昭和38年12月に会社法人「北陸建物管理株式会社」（昭和59年2月より現社名）として設立され、総合ビルメンテナンスを核に警備や通信等の業務を行っている。 現在は、高岡市営住宅や富山市営住宅等の公の施設の指定管理業務及び民間住宅の維持管理運営業務等を行うなど、多くの実績がある。
過去の実績	射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設 平成26年4月1日から令和5年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、事業者の新規参入機会を確保することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 入退去等の手続に関する業務
- (3) 家賃の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

当該団体は、本市営住宅等の指定管理者としての適正かつ良好な業務実績と、他自治体等での管理運営実績、そして高い専門性と管理運営に関する豊富なノウハウを生かし、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスの提供を適正かつ良好に行っている。また、市営住宅等の制度に対する理解は十分であり、指定管理者として公平・公正な管理運営

及び多様な入居者のニーズに対し、適切に対応している。

これらのことから、本市営住宅等の管理運営能力を十分有しており、指定管理者として適正であると判断した。